

○みなかみ町過疎対策のための町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例施行規則

令和3年9月13日

規則第22号

（趣旨）

第1条 この規則は、みなかみ町過疎対策のための町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例（令和3年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（課税免除の申請）

第2条 条例第3条の規定による課税免除の申請をしようとする者は、固定資産税の課税免除申請書（様式第1号）に別記明細書を添付し、町長に提出しなければならない。

2 条例第3条に規定する規則で定める期日は、条例第2条の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日とする。

（課税免除の措置）

第3条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査して免除の可否を決定し、その旨を固定資産税の課税免除決定通知書（様式第2号）により当該免除の申請をした者に通知するものとする。

（課税免除の取消）

第4条 町長は、条例第4条の規定により固定資産税の課税免除を取り消した場合には、固定資産税の課税免除取消通知書（様式第3号）により課税免除の決定を受けた者に通知しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（みなかみ町過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例施行規則の廃止）

2 みなかみ町過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例施行規則（平成22年規則第15号）は、廃止する。

（経過措置）

3 みなかみ町過疎対策のための町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例（令和3年条例第16号）附則第3項に規定する者については、前項の規定による廃止前のみなかみ町過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日 みなかみ町長 様	住 所 (所 在 地)	
	名 称 及 び代表者氏名	
	この申請に応 答する者の氏 名	TEL () _____
	施 設 の 区 分	
固定資産税の課税免除申請書		
<p>みなかみ町過疎対策のための町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例第3条の規定により、次のとおり申請します。</p>		
土 地	所 在 地	
	地 積	m ²
	取 得 年 月 日	年 月 日
	施設の建設着工 日	年 月 日
	取 得 価 格	円
家 屋	所 在 地	
	床 面 積	m ²
	取 得 年 月 日	年 月 日
	取 得 価 格	円
償 却 資 産	所 在 地	
	取 得 年 月 日	年 月 日
	取 得 価 格	円
	帳 簿 価 格	円
	評 価 額	円
	決 定 価 格	円
	課 税 標 準 額	円
事業の用に供した日	年 月 日	

添付書類 (1) 上記記載事項の明細 (2) 施設の概要書その他参考となる資料

様式第2号(第3条関係)

様	年 月 日
みなかみ町長	印
固定資産税の課税免除決定通知書	
年 月 日付けの申請に係る固定資産税の課税免除について 次のとおり決定した 下記の理由認められない 	
ので、みなかみ町過疎対策のための町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。	

課税免除の対象となる固定資産に係る課税標準額・税額の計算

	区 分	申請のあった固定資産	左記のうち課税免除の対象となるもの
土地	所在地		
	地 積	m ²	m ²
	評 価 額	円	円
	課 税 標 準 額	円	円(A)
家屋	所在地		
	床 面 積	m ²	m ²
	評 価 額	円	円
	課 税 標 準 額	円	円(B)
償却資産	所在地		
	決 定 価 格	円	円
	課 税 標 準 額	円	円(C)
課税標準額(A) + (B) + (C)			円
千円未満端数切り捨て			円(D)

決定免除税額(D) × 1.4 / 100	円
-----------------------	---

理由	
----	--

注 この通知書の決定内容について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

様式第3号(第4条関係)

様		年 月 日
みなかみ町長		印
固定資産税の課税免除取消通知書		
年 月 日付で通知した固定資産税の課税免除について、みなかみ町過疎対策のための町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例第4条の規定により、次のとおり取り消したので通知します。		
課税免除の 決定を受けた者	住 所 (所在地)	
	名 称	
課税免除の取消に係る課税標準額		円
課税免除の取消に係る税額		円
取消理由		

注 この通知書の決定内容について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)